

講習会会場における新型コロナウイルス感染症対策ガイドライン

2020年12月25日

一般社団法人 日本心臓血管麻酔学会

1. ガイドラインについて

本ガイドラインは、政府の新型コロナウイルス感染症対策本部が2020年3月28日に決定（2020年5月25日変更）した「新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針」（以下「対策方針」とする）を踏まえ、2020年5月14日公表の新型コロナウイルス感染症対策専門家会議「新型コロナウイルス感染症対策の状況分析・提言」（以下「提言」とする）に従い、一般社団法人日本心臓血管麻酔学会（以下、「本学会」とする）主催の講習会における新型コロナウイルス感染症対策として実施すべき基本事項を整理したものである。

2. ガイドライン作成の理由

講習会会場には不特定多数の人々が訪れることから、本学会では、会場において十分な感染拡大防止策を講じることが、受講者および講習会を運営するスタッフ（以下「運営スタッフ」とする）の感染防止と事業の持続可能性を確保する上で極めて重要と考え、ガイドラインを作成し、講習会を実施する場合の前提となる感染症対策に関する基本事項を定める。

本ガイドラインでは、提言4.（1）「感染拡大を予防する新しい生活様式について」、（2）「業種ごとの感染拡大予防ガイドラインに関する留意点」および「緊急事態措置の維持および緩和等に関して（内閣官房新型コロナウイルス感染症対策推進室長、2020年5月4日付事務連絡）」を参考に、具体的な感染症対策を規定する。

なお、本ガイドラインの内容は、今後の対処方針の変更のほか、感染拡大の動向や専門家の知見等を踏まえ、必要に応じて適宜改訂を行うものとする。

3. 感染防止のための基本的な考え方

本学会は、講習会会場において受講者や運営スタッフ、施設職員等への新型コロナウイルスの感染拡大を防止するため、最大限の対策を講ずるものとする。特に、①密閉空間（換気の悪い密閉空間）、②密集場所（多くの人々が密集）、③密接場面（互いに手を伸ばしたら届く距離での会話や発声）という3つの条件（いわゆる「3つの密」）を避けるなど、受講者や運営スタッフ、施設職員等への感染を回避するよう徹底する。

4. 本学会の対応

(1) 接触感染のリスク評価

他者と共有する物品やドアノブなど手が触れる場所と頻度を特定する。高頻度接触部位（机、椅子の背もたれ）には特に注意する。

(2) 飛沫感染のリスク評価

講習会教室における換気の状態を考慮しつつ、人と人との距離がどの程度維持できるか、会場内で大声などを出す場がどこにあるかなどを評価する。

(3) 地域における感染状況のリスク評価

講習会会場の生活圏において、国や自治体からの要請や地域での感染拡大の可能性が報告された場合の対応について検討する。感染拡大リスクが残る場合には、対応を強化することや、状況により、講習会の実施を中止する可能性がある。地域の行政が実施しているコロナ追跡システム等の利用を促すこともある。

5. 受講者への対応

(1) 以下（来場まで、来場時）に該当する場合は、受講を控えるようあらかじめ告知する。

【来場までの確認】

- ① 受講当日朝に各自検温を行い、37.5度以上の発熱があった場合（または平熱比1度超過）
- ② 息苦しさ（呼吸困難）、強いだるさ、軽度であっても咳・咽頭痛、味覚障害などの症状がある場合
- ③ 過去2週間以内に感染が引き続き拡大している国・地域への訪問歴がある場合
- ④ 過去2週間以内に新型コロナウイルス感染症陽性と診断された者との濃厚接触があった場合
- ⑤ 心臓病、糖尿病、高血圧症などの基礎疾患があり、リスクが高いと自覚する場合
- ⑥ 過去2週間以内に同居者に肺炎症状の疑いがある場合

【来場時の確認】

- ① 来場時、マスクの着用ない方の入場はお断りする。
- ② 受付時に検温を行い、37.5度以上の発熱があった場合は入場をお断りする。その際、軽度であっても咳などの症状がある場合は、入場をお断りする。

【来場後】

- ① 新型コロナウイルスの感染拡大を防止する際に必要となる個人の情報が、必要に応じて保健所等の公的機関へ提供されることがある。（万一、講習会后2週間以内に新型コロナウイルス感染症陽性と診断された場合は本学会まで連絡すること）

6. 講習会実施時の対応

(1) 衛生環境を維持する

- ① 運営スタッフには以下を義務付ける
 - ・ 出勤前に各自検温を行い、37.5度以上の発熱があった場合（または平熱比1度超過）は自宅待機とする。
 - ・ マスク着用を義務付ける（入手可能な場合、フェイスガードの着用を推奨）
 - ・ 資料の配布・回収時には使い捨て手袋を着用する。
- ② 貸出物・配布物について十分な消毒を行うとともに、十分な消毒が行えない場合は貸し出し・配布を行わない。
- ③ 清掃、消毒、換気を徹底的に実施する。特に高頻度接触部位（机、椅子の背もたれ、ドアノブ、PCのマウス、キーボードなど）に留意する。
- ④ 講習会会場および講習会教室の入口に消毒液を設置する。
- ⑤ 体温管理・衛生管理等のためのアンケートを講習会前に受講者に実施する場合がある。
- ⑥ 清掃や消毒を行う者は、マスクや手袋の着用を徹底する。
- ⑦ 清掃や消毒を終えた後は、必ず石鹸と流水で手洗いを行う。
- ⑧ ゴミ箱は使用禁止とする。（ゴミは各自が持ち帰る）
- ⑨ トイレの蓋は閉めて汚物を流す。

(2) 密閉させない

- ① 講習会時間を含め、各教室の出入口や窓などを可能な限り解放し、常時換気を行う。

(3) 密集させない

- ① 講習会教室ごとの収容人数を、定員の50%以下を目安に制限する。
- ② 大勢の人数が滞留しないよう、以下の措置を講じる。
 - ・ 受付時などで行列が生じる場合、最低1m（できるだけ2mを目安に）の間隔を空けた整列を促す。
 - ・ 退出時に時間差を設けるなど、人が密集しないよう工夫を行う。
 - ・ 座席は前後・左右とも最低1m（できるだけ2mを目安に）の間隔を空け配置する。
 - ・ 休憩スペースの利用を禁止する。
 - ・ トイレなどに待機列ができた場合は、最低1m（できるだけ2mを目安に）の間隔を空け整列を促す。
 - ・ 運営スタッフは会場の管理・運営に必要な最小限度の人数とする。
 - ・ エレベーターの使用を制限し、階段の使用を奨励する。

(4) 密接させない

- ① 講習会時間以外にも可能な限り私語を慎むよう告知する。
- ② 受付等、受講者と運営スタッフが接触する場において、可能な限りアクリル板や透明ビニールカーテン等により受講者と運営スタッフとの間を遮断し、飛沫感染を予防する。

7. 感染が疑われる者が発生した場合

- (1) 感染が疑われる者が発生した場合、以下の通り対応する。
 - ① 感染が疑われる者に速やかに帰宅を促す
 - ② 感染が発生した可能性のある部屋の換気を行う
 - ③ 保健所へ連絡し、消毒や濃厚接触者調査の指示を受ける
 - ④ 感染が疑われる者と接触した運営スタッフ・受講者の氏名および緊急連絡先を把握し、名簿を作成する
- (2) 講習会の終了後に、受講者の中から感染が疑われる者が発生した場合、保健所等の公的機関による聞き取りに協力し、必要な情報提供を行う。